

## 主要国への ILO 決議対応状況の照会結果

2015 年に、主要国・機関に対して、ILO 決議への対応状況を照会した。各国の回答のほか、ホームページ等も参考にした。

### 主なポイント

- 各国とも、おおむね ILO 決議に対応しているが、定義を詳細にみると、自国の概念を維持するなど、既存の枠組みの中で対応。
- ⇒ 今後の検討に当たっては、既存の調査事項を可能な限り維持・活用し、変更を最小限とする視点も重要ではないか。

### 失業者の定義

- 各国とも既に ILO 決議に対応している。
- 就業可能期間の延長措置は、EU（イギリス等）では従来から実施、アメリカ等 4 か国では従来から非実施。

### 時間関連不完全就業者の定義

- ロシアを除き、ILO 決議に対応している。（ロシアは 2017 年に対応予定）
- 労働時間の範囲の要件（30 時間未満の者、パート等）については、各国で相違している。

### 潜在的労働力人口の定義

- カナダを除き、ILO 決議に対応している。（カナダは対応予定なし）
- 各国とも「非求職の者」や「すぐに就けない者」を対象とした概念として導入しているが、その要件（求職活動期間の定め等）は各国で相違している。

### 未活用労働指標の取扱い

- 各国とも原則 LU1（失業率）をメインとしている。
- 韓国は「雇傭補助指標」として LU2～LU4 を、ドイツは LU4 を公表、その他の国は積極的・定期的には公表していない模様。

### その他

- 韓国は 2013 年に試験調査を実施し、2014 年から労働力調査を改正して未活用労働指標を把握している。また、季節調整・遡及改訂等を行っていない。

### 【各国の ILO 決議の対応状況】

照会対象国・機関	韓国	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	ロシア	スタット ユーロ
定義									
失業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業可能期間の延長	×	×	×	○	○	○	○	×	○
時間関連不完全就業者	●	○	○	○	○	○	○	△	○
潜在的労働力人口	●	○	×	○	○	○	○	○	○

○…従来から対応 ●…新たに対応 △…今後対応予定 ×…対応しない・実施しない

主要国のILO決議の対応状況

○・・・従来から対応、●・・・新たに対応、△・・・今後対応予定、×・・・対応しない・実施しない

照会対象国・機関		韓 国	ア メ リ カ	カ ナ ダ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	ロ シ ア	ユーロスタット
照会事項	失業者の要件における求職期間を4週間又は1か月とすること	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)	○ (4週間)
	失業者の要件における就業可能期間を2週間を超えない範囲で延長すること	× (参照週のみ)	× (参照週のみ)	× (参照週のみ)	○ (参照週+2週間)	○ (参照週+2週間)	○ (参照週+2週間)	○ (参照週+2週間)	× (参照週のみ)	○ (参照週+2週間)
	時間関連不完全就業者の概念の導入・変更	●	○	○	○	○	○	○	△	○
	潜在的労働力人口の概念の導入・変更	●	○	×	○	○	○	○	○	○
	LU指標(LU2~LU4)の導入	● 【個別名称】 LU 2: 雇傭補助指標 1 LU 3: 雇傭補助指標 2 LU 4: 雇傭補助指標 3 ※LU2、LU3、LU4をLU1の関連指標として提供	×	×	×	○ 【個別名称】 LU 4: 未活用労働の混合指標 Quote des ungenutzten Arbeitskräftepotenzials ※LU4を公表	(回答なし)	○ 以下のデータを提供 ・ underemployed part-time workers ・ jobless persons seeking a job but not immediately available for work ・ jobless persons available for work but not seeking it		
	上記の他、検討事項	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	①以下の者が「就業者」とされるための要件の変更。 ・ 育児休業中の者 休業期間が3か月間以内か、関連する仕事から収入を得ること。 ・ 季節労働者 閑散期中にいくつか職務をこなすこと。 ②自己使用生産労働に従事する者は、就業者から除外。 ③失業者の求職方法のうち、「土地、不動産、設備を探していること」と「許可証、免許、融資を申し込んでいること」を、「起業の準備をした」に変更。
新定義への切替のための試験調査等の実施の有無	2013年に実施	(定義変更の予定なし)	(定義変更の予定なし)	(定義変更の予定なし)	(定義変更の予定なし)	第19回ICLSの決議への対応は、EU規則に応じて実施する。	(回答なし)	実施予定なし	2015年から2016年にかけて、3回の試験調査を実施予定	
新定義への切替え時期	2014年に時間関連不完全就業者と潜在的労働力人口の定義を導入								2017年に時間関連不完全就業者の定義変更予定	2019年にEU規則改正予定
概念の変更・追加に伴う労働力調査調査票及び集計表の変更	2015年に調査票変更								2017年に調査票変更予定	調査票を変更予定
新定義への切替え後における、現行定義の取扱い	決議対応済み								時間関連不完全就業者の定義変更後は、現行定義の数値の公表予定なし	定義変更後も、現行定義の数値を引き続き公表予定
新定義における季節調整、遡及改訂の方法	定義導入に伴う季節調整値の提供及び遡及改訂は行わない								定義変更に伴う季節調整値の提供及び遡及改訂は行わない	就業者の定義変更後に季節調整値の提供及び遡及改訂は行わない
ILO決議と欧州規則等に基づく失業率及び未活用労働の各国の定義の整合性は確保されているか。										